

様式第3号(第3条関係)

許可第 231 号
令和 7年 3月 19日

比企郡小川町大字角山1045番地
株式会社 環境サービス
代表取締役 原 一 様

本庄市長 吉田 信 解



一般廃棄物処理業許可証

令和7年3月13日付けで申請のあった件について、本庄市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可、手数料等に関する条例第2条の規定により、下記のとおり許可します。

記

許可内容	特定家庭用機器廃棄物の運搬(荷卸しに限る)
許可期間	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日までの間
許可条件	1 特定家庭用機器廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるものとする。 2 特定家庭用機器廃棄物の運搬については、小川町、ときがわ町、東秩父村、滑川町及び東松山市で排出されたものの荷卸しに限る。なお、排出元市町村等の許可失効に伴い、本許可も失効するものとする。 3 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。
事業所の所在地及び名称	比企郡小川町大字角山1045番地 株式会社 環境サービス
収集運搬又は処分方法	特定家庭用機器廃棄物の運搬先 西濃運輸株式会社 本庄支店 本庄市鶴森166-1
作業区域	本庄市全域

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、本庄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において本庄市を代表する者は、本庄市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。